

高齢者雇用をめぐる法的留意点

ねらい

人生 100 年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備する必要があるとの認識に立ち、70 歳までの就業機会を確保することが企業の「努力義務」とされました。70 歳までの就業機会確保を法制化したことにより、高齢者の働き方が大きく変わってきていま

そこで、高齢者雇用の必要な法的留意点を労働法専門弁護士の第一人者である木下潮音氏に解説頂きます。

申込方法

申込書にご記入の上、下記宛10月10日までに
お申し込みください。

石川県経営者協会

TEL 076-232-3030 FAX 076-231-0228

ホームページでも受け付けしております。

<https://www.ishikawakeikyo.or.jp/>



主催 (一社)石川県経営者協会

日 時

令和5年10月17日(火)
13時30分～16時30分

会 場

金沢商工会議所会館研修室
金沢市尾山町9-13

講 師

木下 潮音 氏(裏面参照)
第一芙蓉法律事務所

※経営法曹会議所属

対 象

経営者、管理者、人事労務担
当者等

受講料

会員企業1名あたり 5,500円
上記以外1名あたり 8,250円

(支払い方法は裏面参照)

※経営法曹会議とは

使用者側の立場にたって人事労務問題に
対応する弁護士団体

URL <http://www.keieihoso.gr.jp>

内 容

- 1 高年齢者雇用に関する法改正の動き
- 2 2021年4月1日改正施行(現行)の高年齢者雇用安定法
- 3 現行法の65歳までの措置に加えて、70歳までの就業機会の確保の努力義務
(高年法10条の2)
- 4 70歳までの就業確保措置を実施するポイント(指針)
- 5 賃金・人事処遇制度の見直し(指針)
- 6 高年齢者雇用に関する裁判例
- 7 これからの就業確保措置に関する使用者の取り組み
- 8 その他

講師プロフィール

木下 潮音 氏

第一芙蓉法律事務所 弁護士

略 歴 早稲田大学法学部卒業 昭和60年弁護士登録(第37期)
平成4年イリノイ大学カレッジオブロー卒業、LLM取得
平成16年4月～17年3月第一東京弁護士会副会長

受講料

会員企業1名あたり 5,500円

上記以外1名あたり 8,250円

受講料は10月13日までに下記

口座にお振込ください。

北國銀行本店(普)115606または

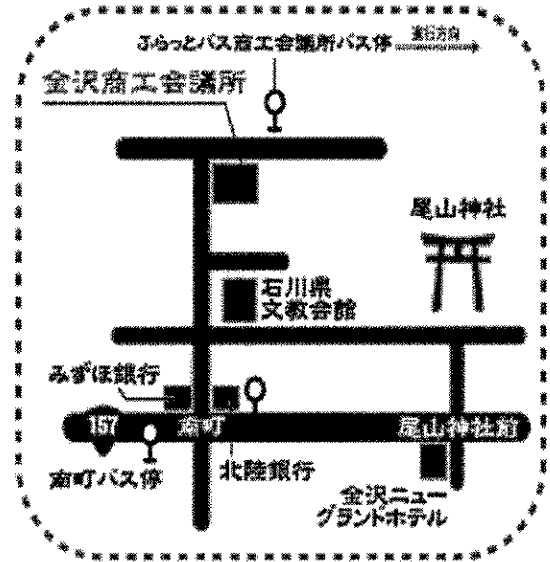
北陸銀行金沢支店(普)1108391

口座名義 石川県経営者協会

手数料はご負担願います。

会場

金沢商工会議所会館研修室



交通

北鉄バス「南町・尾山神社」バス停徒歩3分

お車で起こしの場合、駐車料金は受講者の負担となりますのでご了承ください。

「高齢者雇用をめぐる法的留意点」(10/17)受講申込書

令和 年 月 日

会社名

連絡責任者

TEL

FAX

MAIL

氏名	役職・部署
受講料	計 円

本申込書に記載された個人情報につきましては、セミナー運営のみに利用いたします。